

短期海外研修（ファカルティレッドプログラム／FL）
2018年夏実施プログラム Q & A

I. 応募・選考

Q1. どのプログラムに応募しようか迷っています。それぞれのプログラムについて詳しく知りたいのですが。

以下の日時でファカルティレッドプログラム（以下「FLプログラム」という。）についての説明会を実施しますので参加してください。入退室自由です。

日時： 5月10日（木）、11日（金） 12:00～13:00

会場： 川内南キャンパス 文科系総合講義棟 第3小講義室（213）、1階 commonspace

概要：5月10日（木）

・プログラム説明会 第1部 12:00～12:30、第2部 12:30～13:00 於：213

・Q&A コーナー 12:00～13:00 於：commonspace

5月11日（金）

・Q&A コーナー 12:00～13:00 於：commonspace

※5月11日は、Q&A コーナーのみの開催となります。

Q2. 上記説明会に参加できませんが、応募はできますか？

説明会へ参加できない場合も応募可能です。募集要項、募集チラシ、シラバス、Q&A 等を確認の上応募してください。

Q3. 英語を話すことに自信がありませんが、プログラムに参加することはできますか？

課題作文や学業成績、TOEFL-ITP®スコア等を総合的に判断し選考いたしますので、自信が無い場合でも応募してください。尚、カナダプログラムは TOEFL-ITP®スコア 500 以上の取得が望ましいプログラムとなっています。

Q4. どのように応募するのですか？

応募書類や応募方法についての詳細は募集要項を確認してください。

Q5. 応募書類作成にあたり、専用ウェブサイト「スパイラル」の利用方法がよくわかりませんがどうすればよいですか？

株式会社 JTB 仙台支店 ファカルティレッドプログラム係へ直接お問い合わせください。

TEL：022-263-6726（平日 9:30～17:30 土日祝日休業） E-mail：faculty-led@jtb.com

Q6. 必要書類の一部を期日までに提出することができません。どうすればよいですか？

期日までに全ての応募書類を提出することができない場合は、いかなる理由にかかわらず選考の対象外となります。

Q7. 選考基準を教えてください。

選考は、書類選考を基本として、募集要項に記載された選考基準で実施されます。書類選考のみで判断できない応募者に限り、プログラム担当教員が面談を実施する場合があります。応募書類に不備がある場合は選考対象外となります。選考結果の理由の開示は行いません。

Q8. 課題作文の論述内容について、アドバイスや添削などはしてもらえますか？

論述内容は、審査に関わる内容のため、公平性を期するためにアドバイスや添削指導等はありません。

Q9. 大学院学生、外国人留学生（非正規生を除く）は応募できますか？

応募はできますが、学部生を優先し募集人員に満たない場合のみ参加が可能です。ただし、航空券や滞在費等の参加費用に加え、プログラム費（授業料等）も全て自己負担となります（外国籍学生のうち、在留資格が「永住」の学部学生のプログラム費は、受講料として参加学生が負担する3万円を除き大学が負担します）。

奨学金の詳しい支給基準については、II. 費用と奨学金についての Q2. 奨学金は参加者全員が受給できますか？を確認してください。

Q10. 非正規生とは何ですか？

非正規生とは、交換留学生のように、東北大学での学位取得を目的とせず、履修や聴講、研究の目的で一定の期間のみ本学に所属している学生を指します。非正規生は、FLプログラムに応募をすることができません。

Q11. 応募の際に文系・理系の制限はありますか？

ありません。

Q12. 海外旅行保険に加入する必要はありますか？

参加者は、東北大学が指定する海外旅行保険に必ず加入することになります。加入方法等の詳細の説明は、参加者選考後の事前研修にて行います。

Q13. カナダプログラムへ参加したいと考えていますが、TOEFL-ITP®スコアレポートを紛失してしまいました。「スパイラル」へ提出出来ませんがどのように対処したら良いですか？

TOEFL-ITP®未受験者もカナダプログラムへの参加が可能です。TOEFL-ITP®スコアレポートの提出がある方が優先されますが、課題作文（書類選考のみで判断できない応募者に限り、プログラム担当教員が面談を実施する場合があります。）等を総合的に判断し選考いたします。

Q14. SAP との併願は可能ですか？

可能です。尚、FL と SAP の両方に合格した場合は FL を優先することが併願の条件となりますので注意してください。

Q15. FL の併願は可能ですか？

不可です。例えば、シャーロットコースとカナダコースの両方への申込みは受け付けません。

II. 費用と奨学金について

Q1. 参加者が支払う費用とは何ですか？

参加者は、派遣先大学現地プログラム費（30,000 円）、往復の航空券、空港からの送迎を含む現地での交通費、食費、滞在（宿泊）費、海外旅行保険、ビザまたは滞在許可取得料（該当プログラムのみ）を自己負担する必要があります。

一方、派遣先大学現地プログラム費（30,000 円以外）は、東北大学が負担します。但し、大学院学生や外国籍学生（在留資格が「永住」の学生を除く）が参加する場合は、全て自己負担となります。

Q2. 奨学金は参加者全員が受給できますか？

- 日本国籍（外国籍で在留資格が「永住」の者も含む）の学部学生の場合、派遣先大学での授業料等のプログラム費のうち、3 万円は受講料として参加学生が負担し、残りは東北大学が負担します。また、参加学生には 8 万円の奨学金が支給されます。

- 大学院学生や外国籍学生が参加する場合のプログラム費と奨学金の取り扱いは以下のとおりです。

- 大学院学生（日本国籍学生または在留資格が「永住」の外国籍学生）：

プログラム費は自己負担です。奨学金は、過去に「海外フィールドワーク」の単位を取得したことが無く、指定の方法により算出される 2017 年度の学業成績が成績評価係数 2.0（3.0 満点）以上で履修登録する学生にのみ支給予定。

- 外国籍（在留資格が「永住」の場合を除く）の学部学生・大学院学生：

プログラム費は自己負担です。奨学金は支給されません。

※ 奨学金を受給する参加者は、事前研修、現地研修、事後研修、事後報告会の全てに参加し、課題や報告書、その他必要事項書類を提出することが義務付けられます。奨学金の支給要件を満たさない場合や、事前・事後研修・報告会を欠席したり、必要書類の提出を怠った場合は、奨学金の支給対象から外されたり、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

Q3. 渡航支援金支給の詳しい条件と提出書類をおしえてください。

- 条件： 渡航支援金支給対象者は以下の条件をすべて満たす必要があります。
 - 指定の方法により算出される 2017 年度の学業成績が成績評価係数 2.0（3.0 満点）以上で、FL プログラム参加に際し、全学教育科目「短期海外研修（展開）」を履修する者
- ※学部 1 年生等、2017 年度の学業成績が無い者については、FL プログラム申請時に提

出される申請書の採点スコア等により当該条件を満たしているかを判断します。

- 日本国籍を有すまたは、在留資格が「永住」の者
- FL プログラム参加にあたり、他の団体等から渡航費又は渡航費を含む奨学金を受給していないこと。
- 家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は父母の合算額）が以下の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

※「所得税法上、父母等の扶養親族でない者」、「父母等と別居している者」、「申請者本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者」のすべてに該当する者は、独立生計者に認定されます。独立生計者の家計基準も世帯の所得金額で判断します。また、下表に記載の提出書類により、渡航支援金支給対象者の条件を満たしているかを判断します。

- 提出書類： 受給希望者は、6月14日迄に留学生課海外留学(sab_query@grp.tohoku.ac.jp)へメールにて事前連絡の上、所得金額証明書類等を川内北キャンパス教育・学生総合支援センター2階、留学生課課外留学係窓口提出してください。証明書類は、以下を参照してください。

対象	証明書類	確認事項等
①給与所得	源泉徴収票の写し	[給与所得のみの世帯] 源泉徴収票の「支払金額」欄を確認 [給与所得以外の所得を含む世帯] 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認
②給与所得以外の所得を含む世帯	確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し	確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認 ※1) 郵送や持参により確定申告を行っている場合は、確定申告書（第一表と第二表）（控）の写しは、税務署の受付印があるものを提出のこと。 ※2) 税務署の受付印がない場合は、確定申告書の写しのほかに、併せて区町村役場発行の「所得証明書」を提出のこと。 ※3) 電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しのほかに「受信通知」又は「即時通知」のコピーを提出のこと。
③平成29年中の所得がない場合	市町村役場発行の所得証明書（コピー可）	

④独立生計者の場合	【対象：全員】 市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ※配偶者があるときには配偶者分も含む	前頁の「世帯の所得金額基準」を満たしており、かつ、申請者本人の合計所得金額が 38 万円を超えているかを確認のこと。配偶者があるときには、申請者本人と配偶者の合計所得金額を確認のこと。
	【対象：全員】 申請者本人及び父母等の住民票（世帯全員分）	申請者本人と申請者（及び配偶者）の父母等の住所が異なることを、住民票（世帯全員分）により確認のこと。 ※1) 渡航支援金申請時に父母等と別居している必要がある ※2) 住民票は、申請前 2 か月以内に発行されたものに限る（コピー可）
	【対象：全員】 独立生計者収入・支出確認書（様式 R-2）	様式 R-2 に世帯の収入・支出状況を記入の上、提出のこと。
	【対象：奨学金受給者】 平成 29 年度（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類の写し	平成 29 年度の奨学金の受給総額が 103 万円を超えることが確認できること。 ※1) 「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が 38 万円以下の者で奨学金を受給している者のみ対象 ※2) 証明書類は、奨学金支給団体が発行するものに限る。奨学金の名称、奨学金 受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを提出のこと。 * 機構の貸与型奨学金（第一種・第二種）の受給者は「奨学金貸与証明書」や「貸与額通知書」を提出 ※3) 奨学金は、給付型、貸与型を問わない。
	【対象：預貯金切崩者】 生活費の出し入れに使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 か月分程度 記帳部分」	3 か月分支出額の平均から算出される 12 か月分支出額が 103 万円を超えることを確認できること。 ※「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が 38 万円以下の者で預貯金を切り崩して生活している者のみ対象

※家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。

※複数の収入がある場合は、それぞれ該当する証明書を全て提出してください。

※家計支持者が海外勤務の場合は、給与明細書（平成29年1～12月分）のコピーにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、引用先の写しを提出してください。

Q4. 奨学金や渡航支援金はいつごろ支給されますか？

奨学金は、現地研修開始後、在籍確認が行われた上で現地研修開始後 2～3 週間後を目安に各参加者の銀行口座に振込まれる予定です。渡航支援金は、奨学金支給時まで(奨学金支給時を含む)に支給します。いずれも、現金での支給は行いません。

Q5. 参加費用の支払い方法や支払い期限は、いつごろ通知されますか？

支払い方法や期限については、参加者として決定後に株式会社 JTB 仙台支店ファカルティレッドプログラム係から随時案内されます。

III. 現地での生活

Q1. 滞在(宿泊)形態にはどのようなものがありますか？

ホテル、学生寮等さまざまな滞在形態があり、基本的に 2～3 人 1 部屋へ滞在することになります。部屋割りは参加者確定後事前研修の中でマッチングしていきますが、予めマッチングについての要望を受け付けることはできません。

Q2. 滞在中にトラブルが起きた場合はどうすればよいでしょうか？

滞在先でのトラブルについては、引率教員や派遣先大学の担当者に相談してください。また、滞在中に起こりうるトラブルに関しては、学内での事前研修で危機管理オリエンテーションを行います。24 時間連絡可能な緊急連絡先も提供されます。

Q3. 病気や怪我をした時の医療費が心配です。

FLプログラム参加者は、大学が指定する海外旅行保険への加入が義務付けられます。加入保険会社と提携する医療機関で治療を受ける場合は、キャッシュレス(医療機関から保険会社に直接請求するため、患者はその場で支払う必要がない)で受診することができます。また、提携する医療機関が近隣にない場合は、まずは自己負担し、後日請求することができます。詳しくは、事前研修の際に説明します。

Q4. 初めて海外へ行くので現地のことや持ち物などわからないことばかりです。

参加確定後、各自インターネットや旅行ガイドブック等で現地情報や持ち物等について調べましょう。また、事前研修の一環として事前調査活動も行うことになります。自分で調べて情報を得るということは、FLプログラムに限らず海外へ行く上で必須です。海外研修に「連れて行ってもらおう」のではなく、「自分で行く」という意識を持ってください。危機管理情報や参加プログラムに関する情報は、プログラム担当教員や JTB 仙台支店ファカルティレッドプログラム係より随時提供されますので、よく理解するようにしてください。

IV. プログラムの途中変更やキャンセル

Q1. 参加プログラムの変更はできますか？

応募期間中の希望プログラムの変更は、E-mail 又は電話で受け付けます。応募期間終了後は希望プログラムの変更はできません。詳細は、JTB仙台支店ファカルティレッドプログラム係へお問い合わせください。

Q2. 応募後のキャンセルはできますか？

選考結果発表後の辞退は原則として認められません。プログラムの日程をよく確認し、移動にかかる前後の期間も含めて確実に参加できるプログラムにのみ応募するようにしてください。選考結果発表後、病気や事故などのやむを得ない事情で参加を辞退する場合であっても、旅行代金のキャンセル料等（学生負担）が発生する場合があります。

Q3. 途中参加、途中帰国、現地研修終了後の個人旅行（日本帰国前）はできますか？

できません。日本出国から日本帰国までは団体での同一行動となります。

Q4. プログラムが中止となることはありますか？

テロや天災等、不測の事態が発生した場合には、大学の判断でプログラムの実施を中止・中断することがあります。その際にキャンセル料等（航空券や宿泊費用など）が発生する場合には、参加学生の自己負担となります。

V. 履修登録、事前・事後研修

Q1. 必ず履修登録をしなければなりませんか？登録はどのように行いますか？

過去に単位取得済みの参加者を除き、成績評価を伴う全学教育科目「海外研修（展開）」（2単位）の履修を原則とします。履修登録は留学生課が行いますので、個人で履修登録手続きをする必要はありません。履修可能単位数の制限などの理由により履修ができない参加者は、指定された期日までに申し出ることで、履修登録は免除されます。

Q2. どうしても事前研修や事後研修に参加できない場合はどうすればよいですか？

本プログラム参加の条件として、すべての事前研修、事後研修への参加が義務づけられています。やむを得ない理由（大学の授業や試験、忌引き等）により欠席や遅刻する場合、事前に欠席・遅刻理由届をプログラム担当教員へ提出してください。その理由が正当であると認められれば、減点対象とはなりません。正当な理由として認められない欠席があった場合は、減点となるとともに、奨学金の支給対象から除外されたり、支給後であっても返還を求められる可能性がありますので注意してください。

VI. その他

Q1. 現在、治療中の症状や健康上の問題がありますが、応募できますか？

応募する前に、主治医にプログラム内容を説明して、参加することについての許可を得てください。海外滞在中は、環境の変化により、体調に影響が出る可能性がありますので、この点も主治医にしっかり相談してください。

Q2. この Q&A に記載されている以外の質問がある場合はどうすればよいですか？

JTB 仙台支店ファカルティレッドプログラム係 (faculty-led@jtb.com) へEメール、または電話 (022-263-6726) で問い合わせることができます。メールでの問い合わせの際は、必ずパソコンのメールアドレスから送信し、①件名 ②氏名 ③学部・学年を明記してください。氏名が確認できない問い合わせメールには返信しませんので注意してください。